

## ナラ枯れ被害を防止するため情報提供をお願いします

美郷町では、みずほの里ロード東側の森林の大部分にナラ林が存在します。ふと森林を眺めた時に、少しでも赤くなっている木を発見したり、「ちょっとおかしいな」と思ったときは遠慮なくご連絡ください。結果的に「ナラ枯れ被害」でなくとも、その繰り返しで「早期発見」に繋がり被害を最小限に留めることになりますので、ご協力をお願いします。

### ナラ枯れとは？

広葉樹（ナラ林）がカシノナガキクイムシ(成虫)によって次々と枯死していく「樹木の伝染病」です。被害が拡大すると森林景観が大きく損なわれたり、きのこ栽培、家具材などに利用される木材資源が減少します。さらに、森林の水源涵養や土砂災害の防止等の機能が低下します。



※赤くなっている部分が被害を受けたナラ林

### 【問い合わせ】

町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

## 農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等（農用地区域）を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年という長い期間を要することから、1年間に取り扱うことのできる件数に限りがあります。そのため、長期的な計画のもとで手続きを進めています。

やむを得ず農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行なわなければならない場合は、早めに町農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによって除外できない場合もあります。

### 【農業振興地域とは】

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことで。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では六郷地区の都市計画用途区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更（除外・用途変更）申し出の受付期間は

**10月1日(月)～10月31日(水)** です。

※申し出の際は事前に町農政課まで相談ください

申し込み・問い合わせ ● 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

## クマの出没に注意してください

町内でクマが頻繁に出没しています。主にみずほの里ロード沿いに出没していますが、発見された方は役場までご連絡くださるようお願いいたします。

また、発見したクマには絶対に近づかないようにしてください。山菜・キノコ採りや登山など、山で活動する際にはクマに十分注意してください。

問い合わせ ● 町農政課 ☎0187(84)4908

### クマによる被害の防止方法

- ①必ず2人以上で行動し、単独行動は慎みましょう。
- ②鈴や笛、ラジオなどを身につけ、音を出しながら行動しましょう。
- ③クマに遭遇したら、慌てずゆっくり後ろにさがり、静かにその場から立ち去りましょう。

## 合併処理浄化槽を設置している方へ 合併処理浄化槽水質検査費補助金を交付します

合併処理浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方（地域の会館等を含む）を対象に「浄化槽水質環境保全費補助金」を交付します。

次に該当する方には補助金を交付できませんので、ご注意ください

- ①トイレのみを処理する単独処理浄化槽を設置している方
- ②下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している方
- ③平成24年度に合併処理浄化槽を設置した方
- ④町の税金、各使用料および各資金貸付金の償還を滞納している方

対象地区及び対象者の方には9月上旬に申請用紙等を配布します。また、申請用紙等は右記受付期間の開始日から町建設課、六郷出張所、仙南出張所にも用意するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

補助金額 ● 5,000円

提出書類 ●

- ・補助金交付申請書兼請求書
  - ・検査結果書（浄化槽法第7条、11条）の写し（平成23年度に浄化槽を設置した方は検査結果書（浄化槽法第7条）の写し）
  - ・振込口座通帳の写し（表紙を1枚めくったページ）
- ※検査結果書の判定項目が「おおむね適正」、「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参して下さい。
- 申込期間 ● 今年度は2回に分けて受付します。お間違えのないようご注意ください。

	前期	後期
検査対象期間	平成24年4月1日 ～平成24年9月30日	平成24年10月1日 ～平成24年12月28日
申請書受付期間	平成24年9月5日 ～平成24年10月31日	平成24年12月11日 ～平成25年2月28日

※提出期限は厳守してください。

提出先 ● 町建設課または六郷出張所、仙南出張所

問い合わせ ● 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 冬期の臨時除雪運転員を募集します

募集職種 ● 臨時除雪運転員

業務内容 ● 町内の除排雪業務ほか、道路維持業務全般

募集人員 ● 2名

募集要件 ● 次の資格等を有する方

- ①公道の除雪作業に必要な運転免許等
    - ・大型特殊運転免許
    - ・車両系建設運転技能講習修了証
  - ②公道の除雪作業経験がある方
  - ③各種税・使用料等の未納のない方
- ※早朝作業があるため、選考にあたっては美郷町在住の方を優先します。

雇用期間 ● 平成24年11月中旬～平成25年4月中旬  
(降雪状況により変更あり)

勤務時間 ● ①除雪作業の必要がある場合

出勤した時間から7時間45分

②除雪作業の必要が無い場合

午前8時30分～午後5時15分

週5日、1日あたり7時間45分

土日祝日は休み

時給 ● 1,200円

手当等 ● 労働基準法に基づく深夜割増、時間外勤務手当、休日勤務手当

申込期限 ● 9月20日(休)

応募方法 ● ハローワークを通じてお申し込みください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問い合わせ ● 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

## 就学や教育に関する相談会のお知らせ

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を右のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

開催日時 ● 10月9日(火) 午前10時～午後3時

会場 ● 大仙市地域交流センター はびねす大仙

申込方法 ● 下記まで電話でお申し込みください。

申込期限 ● 9月20日(休)

問い合わせ ● 町教育委員会 教育総務課 教育推進室 ☎0187(84)4914